

保護者 様

インフルエンザに係る治癒証明書の提出について

令和2年9月29日
伊勢崎市教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、群馬県医師会、群馬県教育委員会からの指示により、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更します。インフルエンザと診断を受けた場合には、十分療養し、回復してから登校するようにお願いします。お子様の十分な療養と、インフルエンザによる病院受診回数を少なくするために、以下のとおりご理解・ご協力をお願いします。

「インフルエンザ」にかかったら…

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
例)「熱が下がって何日後から登校できますか？」
- (2) 速やかに学校に報告
→学校に登校するときには、原則として「インフルエンザにおける療養報告書」の提出が必要です。(ただし、インフルエンザの出席停止期間の基準より早く登校する場合には、※様式1「治癒証明書」の提出が必要になります。)

※様式1「治癒証明書」

現在使用している様式です。
やむを得ない理由により、インフルエンザの出席停止期間の基準より早く登校する場合、医師に記入してもらい、提出します。
→病院受診回数は最低2回です。

【原則としてこちらを提出】

※「インフルエンザにおける療養報告書」

インフルエンザと診断されたら、病院での確認と家庭で経過観察をした上で、記入し提出します。
→以下の手順で報告書を作成することで、インフルエンザが判明した時1回の病院受診で済ませることができます。

<病院での確認・家庭での経過観察> *報告書の記入例も合わせて確認ください。

- ① 病院にて医師と「発症日」を確認する。
→「2 診断日」に記入する。
→「出席停止期間の基準」の表の発症日に記入する。
- ② 家庭にて検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認する。
→「出席停止期間の基準」の表の解熱した日に記入する。